

長岡市 長期優良住宅建築等計画等認定申請関係手数料

令和4年10月1日更新

1 認定申請手数料（法第5条関係）

申請区分 (1件につき次に掲げる額)	新築	増築・改築 / 既存
1戸	13,100 円	18,400 円
2戸以上 5戸以下	24,800 円	34,600 円
6戸以上 10戸以下	37,500 円	53,700 円
11戸以上 25戸以下	59,100 円	86,100 円
26戸以上 50戸以下	91,700 円	134,900 円
51戸以上 100戸以下	137,200 円	203,200 円
101戸以上 200戸以下	229,500 円	341,700 円
201戸以上 300戸以下	289,300 円	431,300 円
301戸以上	327,800 円	489,000 円

2 変更認定申請手数料（法第8条関係）

申請区分 (1件につき次に掲げる額)	新築	増築・改築 / 既存
1戸	6,500 円	9,200 円
2戸以上 5戸以下	12,400 円	17,300 円
6戸以上 10戸以下	18,700 円	26,800 円
11戸以上 25戸以下	29,500 円	43,000 円
26戸以上 50戸以下	45,800 円	67,400 円
51戸以上 100戸以下	68,600 円	101,600 円
101戸以上 200戸以下	114,700 円	170,800 円
201戸以上 300戸以下	144,600 円	215,600 円
301戸以上	163,900 円	244,500 円

3 変更認定申請手数料（改正法※1 附則第2条第2項関係）※2

申請区分 (1件につき次に掲げる額)	新築	増築・改築
1戸	6,100 円	8,700 円
2戸以上 5戸以下	11,900 円	16,800 円
6戸以上 10戸以下	18,300 円	26,400 円
11戸以上 25戸以下	29,100 円	42,600 円
26戸以上 50戸以下	45,400 円	67,000 円
51戸以上 100戸以下	68,200 円	101,100 円
101戸以上 200戸以下	114,300 円	170,400 円
201戸以上 300戸以下	144,200 円	215,200 円
301戸以上	163,400 円	244,000 円

※1：住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）

※2：改正法の施行（R4.2.20）前に認定申請したものに限る。

4 譲受人が決定した場合の変更認定申請手数料（法第9条関係）

2,400 円／件

5 地位の承継の承認申請手数料（法第10条関係）

2,400 円／件

6 容積率の特例の許可申請手数料（法第18条関係）

160,000 円／件

7 認定申請と同時に提出する場合の建築確認申請手数料（法第6条第2項関係）については、認定申請手数料に、通常の確認申請手数料を加えた額